

鳥取縣公報

規 則

◇鳥取縣規則第七十一号

農地調整法施行細則を次のように定める。

昭和二十四年七月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

農地調整法施行細則

(農地の団体管理の申込)

第一條 農地調整法(以下法と称する。)第三條の規定により農地の管理又は買取の申出をしようとする者は第三條の団体に対し管理にあつては、様式第一号、買取にあつては様式第二号の申込書を提出しなければならない。

(農地の管理団体の指定公告)

第二條 市町村農地委員会(以下市町村委員会と称する。)

本書ノ六シハ國定規格 A 5 判

昭和二十四年七月二十九日

第二千三十二号

金 曜 日

が農地調整法施行規則(以下省令と称する。)第一條の規定により農地の管理又は買取の申出をすべき団体を指定したときは、その市町村の公告式によつてその旨を公示しなければならない。

(農地の団体管理の報告)

第三條 前條の団体が農地の管理人は買取をしたときは様式第三号により、これを知事に報告しなければならない。

(農地、採草地、放牧地、未墾地、宅地、建物の移動許可)

第四條 農地調整法施行令(以下令と称する。)第二條第一項及び第六項の規定により許可を受けようとするときは、様式第四号による申請書とその農地、採草地又は放牧地若しくは宅地の所在する市町村委員会を経由して知事に提出しなければならない。但し、令第十

條の建物にあつては、様式第五号によるものとする。
(自作地などの抵当権設定の許可)

第五條 法第七條の自作農創設維持の事業によつて創設若しくは維持された自作地、採草地、若しくは放牧地又は宅地、建物について抵当権を設定しようとする者が令第二條第一項の規定により許可を受けようとするときは、様式第六号による申請書を法第七條の自作農創設維持の事業を行う者を経由して知事に提出しなければならぬ。

(第四條以外の農地、採草地、放牧地の移動許可)

第六條 令第二條第二項の規定により承認を受けようとするときは、様式第七号による申請書をその農地、採草地若しくは放牧地の所在する市町村委員会に提出しなければならぬ。

2 市町村委員会前項の規定による申請を処理したときは、その都度様式第八号によりその状況を知事に報告しなければならぬ。
(令第四條の証明書交付)

第七條 令第四條の規定する書面の交付を受けようとするときは、様式第九号による申請を、その農地の所在する市町村委員会に提出しなければならぬ。

2 市町村委員会前項の申請を処理しようとするときは次の各号によらなければならぬ。
一 一事案の重要なものについては会議を開き又は知事の指示を受けること。

二 その農地が小作地である場合には、法第九條第三項の承認(註)昭和二十四年十二月三十一日までは知事の許可)を受けること。
3 前項の書面は別に定めるものを除く外様式第十号によること。

4 市町村委員会第一項の規定による申請を処理したときは、その都度様式第十号により処理状況を知事に報告しなければならぬ。
(耕作者等の農地、未墾地、牧野の用途変更許可)

第八條 令第五條の規定による許可を受けようとするときは、様式第十二号による申請書をその農地の所在す

る市町村委員会を経由して知事に提出しなければならぬ。

(前條五十坪未満の承認)

第九條 令第五條第六号の規定に基く昭和二十一年農林省告示第四百拾叁号第二号の規定により一圃地五十坪未満の農地を耕作以外の目的に供しようとするものは、様式第十三号による申請書をその農地の所在する市町村委員会に提出しなければならぬ。

(許可除外の用途変更報告)

第十條 市町村委員会は、その所在する市町村の地域内において令第五條第一号乃至第五号の規定に該当するものとして農地などを潰廃又は、変更使用したものに付き様式第十五号によりその状況を知事に報告しなければならぬ。

(農地の例外價格の許可)

第十一條 法第六條ノ二第一項但書の規定により許可を受けようとするときは、様式第十六号による申請書を、その農地の所在する市町村委員会を経由して知事に提

出しなければならぬ。

(市町村委員会の行う農地價格の制限基準の変更)

第十二條 市町村委員会法第六條ノ三第一項の規定による申請をしようとするときは、様式第十七号による申請書を知事に提出しなければならぬ。

(賃貸價格のない農地の價格認可)

第十三條 法第六條ノ四第一項の規定により認可を受けようとするときは、様式第十八号による申請書をその農地の所在する市町村委員会を経由して知事に提出しなければならぬ。

(自作農創設維持事業のあつ旋)

第十四條 令第十條の自作農創設維持の事業によつて土地又は建物の取得若しくは、資金借受のあつ旋を受けようとする者はその住所のある市町村の令第十條の事業を行う団体又は市町村委員会に対し様式第十九号による申請書を提出しなければならぬ。

(団体の事業承認)

第十五條 令第十條の事業を行う団体又は市町村委員会

が省令第五條の規定による承認を受けようとするときは、様式第二十号による申請書を知事に提出しなければならない。承認を受けた事業につき重大な変更をしようとするとき亦同じである。

2 前項の書類の外知事は必要と認める書類の提出を命ずることができる。

(自作農創設維持事業の報告)

第十六條 前條の規定による承認を受けた團體又は市町村委員会は翌年六月十日までに様式第二十一号による事業報告書を知事に提出しなければならない。

(小作農地の返還承認)

第十七條 法第九條第三項の規定による承認を受けようとするときは、賃貸借解除若しくは解約又は更新拒絶の通知若しくは條件を変更しなければ更新しないことの通知を發する日から一月前までに様式第二十二号による申請書をその農地の所在する市町村委員会に提出しなければならない。

2 市町村委員会前項の規定による申請を処理したときは、

その都度様式第二十三号によりその状況を知事に報告しなければならない。

(小作料の例外許可)

第十八條 法第九條ノ三の規定により許可を受けようとするときは、様式第二十四号による申請書を、その農地の所在する市町村委員会を経由して知事に提出しなければならない。但し、同條第二項の規定により市町村委員会の承認を受けようとするときは、本文様式を準用する。この場合において同様式中「許可」とあるは、「承認」「縣知事」とあるは「市町村農地委員長」と読み替えるものとする。

(市町村委員会の小作料改定認可)

第十九條 市町村委員会法第九條ノ四の規定により認可を受けようとするときは、様式第二十五号による申請書を知事に提出しなければならない。

(薪炭林、採草地、放牧小作地の返還承認)

第二十條 法第十四條ノ二において準用する承認を受けようとするときは、賃貸借その他その使用収益を目的

とする有償契約にして、その解除、若しくは解約又は更新拒絶の通知若しくは條件を変更しなければ更新しないことの通知を發する日から一月前までに様式第二十六号による申請書をその薪炭林採草地又は放牧地の所在する市町村委員会に提出しなければならない。

2 市町村前項の規定による申請を処理したときは、その都度第二十七号によりその状況を知事に報告しなければならない。

(使用権設定承認及び裁定)

第二十一條 法第十四條ノ三第一項の規定により承認を受けようとするときは、様式第二十八号による申請書とその土地又は立木の所在する市町村委員会に提出しなければならない。

2 前項の承認を受けた者が、法第十四條ノ三第三項の規定により裁定の申請をしようとするときは、様式第二十九号による書面をその承認のあつた日から二月内に市町村委員会に提出しなければならない。

3 市町村委員会前二項の規定による処理をしたときはそ

の都度様式第三十号によりその状況を知事に報告しなければならない。

(使用権設定不能地の除外認可)

第二十二條 市町村委員会法第十四條ノ五第二項但書の規定により認可を受けようとするときは、様式第三十一号による申請書を知事に提出しなければならない。

(第二十一條の裁定不服に対する訴願)

第二十三條 法第十四條ノ八の規定により訴願をしようとするときは、様式第三十二号による書面をその処分をした市町村委員会を経由して知事に提出しなければならない。

(会長互選不能の届)

第二十四條 市町村委員会法第十五條ノ二第二項但書の規定による会長の互選ができないときは、知事その旨を届けなければならない。

(選任委員の請求)

第二十五條 法第十五條ノ二第十三項の規定による委員を選任すべき旨を請求しようとするときは、様式第三

十三号による申請書を知事に提出しなければならない。

をその市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

(改選請求の届)
第二十六條 法第十五條ノ十九の規定による請求があつたときは地方自治法第八十一條に規定する市町村の選挙管理委員会は遅滞なくその旨を知事に届け出なければならぬ。

(階層の欠けたときの例外認可)
第二十九條 令第三十四條但書の規定による認可を受けようとするときは様式第三十四号による申請書を知事に提出しなければならない。

(選任委員の死亡、解任の届)
第二十七條 法第十五條ノ二十二項の規定により知事が選任した委員が次の各号の一に該当するようになったときは、市町村委員会の会長は遅滞なくその旨を知事に届け出なければならぬ。

(書面申請)
第三十條 令第十四條に規定する事項について鳥取縣農地委員会(以下縣委員会と称する。)に対し、あつ旋を求めようとするときは書面をもつて申請しなければならない。

一 死亡したとき。
二 職務を行うことができなくなつたとき。
三 その他法第十五條ノ二第三項の規定により選挙された総委員の同意によつて解任を相当と認めたととき。

(本則に規定ある他の訴願)
第三十一條 法第十五條ノ二十七の規定により訴願をしようとするときは、様式第三十二号又は第三十八号に準ずる書面を処分の日から二月内に知事に提出しなければならない。

(委員辞職の通知)
第二十八條 市町村委員会省令第三十八條第二項の規定により委員の辞職を承認したときは、遅滞なくその旨

(処理事項の報告)
第三十二條 市町村委員会又は縣委員会が令第十四條又

は令第二十九條に規定する事項を処理したときは、様式第三十五号によりその都度これを知事に報告しなければならない。

五 委員名簿
附則
(施行日)
1 この規則は公布の日から施行する。但し第十七條及び第二十條の規定は、昭和二十五年一月一日から施行する。

(委員会廃止規定の該当届)
第三十三條 市町村委員会その市町村が省令第三十九條第一項各号の一に該当するようになったときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならぬ。

(廃止)
2 昭和二十三年鳥取縣規則第二十一号農地調整法施行規則は廃止する。

(会長、委員の移動届)
第三十四條 市町村委員会は会長及び委員に異動があつたときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならぬ。

(農地の賃借権回復承認)
3 昭和二十三年法律第二百四十号附則第三條第一項の規定により市町村委員会の承認を受けようとするときは、様式第三十六号による申請書を、その農地の所在する市町村委員会に提出しなければならない。

(委員会の備付帳簿)
第三十五條 市町村委員会及び縣委員会には、次の帳簿を備えなければならない。

前号の承認を受けた者が同條第三項の規定により裁定の申請をしようとするときは、様式第二十九号に準ずる書面をもつてしなければならない。

- 一 議事録
- 二 議事規則
- 三 庶務日誌
- 四 行政処分に関する文書の送達簿

市町村委員会前二号の規定による申請を処理したと

きは、その都度様式第三十七号により、その状況を知事に報告しなければならない。

(賃借権回復の訴願)

4 昭和二十二年法律第二百四十号附則第三條第五項の規定により訴願をしようとするときは、様式第三十八号による書面を縣委員会に提出しなければならない。

(農地、採草地、放牧地、薪炭林の小作地返還許可)

5 昭和二十二年法律第二百四十号附則第六條の規定により許可を受けようとするときは、様式第二十二号又は、第二十六号を準用する申請書をその農地、採草地又は放牧地若しくは、薪炭林の所在する市町村委員会を経由して知事に提出しなければならない。但し、この場合において、同様式中「承認」とあるは「許可」「市町村委員会」とあるは「鳥取縣知事」と読み替えるものとする。

様式第一号

農地管理申込書

所在地	番地	土地台帳	現況	反別	管小作料	希望する農地	小作人住所	備考
番地	土地台帳	現況	反別	管小作料	希望する農地	小作人住所	備考	
番地	土地台帳	現況	反別	管小作料	希望する農地	小作人住所	備考	
番地	土地台帳	現況	反別	管小作料	希望する農地	小作人住所	備考	
番地	土地台帳	現況	反別	管小作料	希望する農地	小作人住所	備考	

右の農地の管理方をお願いする。

昭和 年 月 日

住所

市町村(團體)長殿 氏 名

様式第二号

農地買取申込書

- 一 買取申出の事由
- 二 土地表示、小作人その他土地に關し使用收益の權利を有する者の住所氏名等

所在地	番地	土地台帳	現況	反別	管小作料	希望する農地	小作人住所	備考
番地	土地台帳	現況	反別	管小作料	希望する農地	小作人住所	備考	
番地	土地台帳	現況	反別	管小作料	希望する農地	小作人住所	備考	
番地	土地台帳	現況	反別	管小作料	希望する農地	小作人住所	備考	
番地	土地台帳	現況	反別	管小作料	希望する農地	小作人住所	備考	

右の農地の買取方をお願いする。

昭和 年 月 日

住所

市町村(團體)長殿 氏 名

様式第三号

農地の管理(買取)報告書

次のように管佃(買取)を実施したので農地調整法施行細則第三條の規定により次の事項を添えて報告する。

記

- 一 申出人の氏名及び住所
- 二 管理(買取)の事由
- 三 管理(買取)農地の所在、地番、地目(土地台帳)

- の地目が現況と異なるときは、土地台帳の地目及び現況による地目(以下同じ。)及び面積
- 四 管理(買取)の條件
- 五 その他参考となる事項

昭和 年 月 日

事務所の所在地

鳥取縣知事殿 團體長 氏 名

様式第四号

農地調整法施行令第二條第一項の規定による許可申請書

農地調整法施行令第二條第一項の規定による所有權(地上權、永小作權、賃權、賃借權、使用賃借權)移轉(設定、取得)につき許可方申請する。

記

- 一 申請者の氏名、住所及び職業(法人にあつては名称、主なる事務所の所在地、業務の種類及び代表者の氏名、以下同じ。)

- 二 当該土地、面積、利用状況及び普通收穫高
- 三 契約締結の事由及びその内容
- 四 申請者が当該権利の取得に伴い支拂う給付の種類、内容及びその相手方

五 農地調整法第七條の自作農創設維持の事業に因り創設又は維持の目的となつた土地であるときは、その旨及びその世帯において農業に従事する者の員数

六 当該土地を耕作（採草又は、家畜の放牧）以外の目的に供しようとする事業又は施設概要並びに時期及び期間

七 当該土地を耕作（採草又は家畜の放牧）以外の目的に供することに因り附近の土地又は作物家畜等に及ぼすかも知れない被害の防除施設の概要

八 その他参考となる事項

昭和 年 月 日

住所

氏

名

鳥取縣知事殿

(註) 使用目的の変更を伴わない場合は第六号及び第七号は記載を要しなく。

様式第五号

農地調整法施行令第二條第四項の規定による許可申請書

農地調整法施行令第二條第四項の規定による建物所有権（賃借権、使用貸借権）の移轉（設定、取得）につき許可方申請する。

記

一 申請者の氏名、住所及び職業（法人にあつては名称、主たる事務所の所在地、業務の種類及び代表者の氏名以下同じ。）

二 当該建物の所在、建坪数及び延坪数

三 契約締結の事由及びその内容

四 申請者が当該権利の取得に伴い支拂う給付の種類、内容及びその相手方

五 農地調整法第七條の自作農創設維持の事業に因り創設又は維持の目的となつた土地であるときは、そ

の旨

六 その他参考となる事項

昭和 年 月 日

住所

氏

名

鳥取縣知事殿

様式第六号

農地調整法施行令第二條第一項の規定による
 抵当権設定許可申請書

農地調整法施行令第二條第一項の規定による抵当権設定につき許可方申請する。

記

- 一 申請者の氏名及び住所
- 二 当該権利の目的が土地にあつては、その所在、地番、地目及び面積、建物にあつては、その所在、建坪数及び延坪数
- 三 契約締結の相手方及び契約の内容
- 四 その他参考となる事項

昭和 年 月 日

住所

氏

名

鳥取縣知事殿

様式第七号

農地調整法施行令第二條第二項の規定による
 承認申請書

農地調整法施行令第二條第二項の規定による賃借権（使用貸借権）の移轉（設定、取得）につき承認方申請する。

記

- 一 申請者の氏名、住所及び職業
- 二 当該土地の所在、地番、地目、面積、利用状況及び普通收穫高
- 三 契約締結の事由及びその内容
- 四 申請者が当該権利の取得に伴つて支拂う給付の種類、内容及びその相手方
- 五 その他参考となる事項

昭和 年 月 日
住所 氏 名

市町村農地委員会御中

様式第八号

農地調整法施行細則第六條による報告書

農地調整法施行細則第六條の規定による申請の処理状況を次のように報告する。

記

申請年月日	当事者の住所氏名	農地、耕作又は世帯員及び別荘地目	権利の種類及び取得の理由
年 月 日		農地、耕作又は世帯員及び別荘地目	権利の種類及び取得の理由

年 月 日	譲渡者	譲渡者	譲渡者
年 月 日			

昭和 年 月 日
鳥取縣知事殿
市町村農地委員会 印

様式第九号

農地調整法施行令第四條に規定する書面交付申請書

左記の農地についての権利の取得は、農地調整法第五條第四号に該当することを証する書面を交付されるよう農地調整法施行細則第七條により左記事項を添えて申請する。

記

- 一 譲渡者及び譲受者の氏名及び面積
- 二 当該権利の種類及び原因
- 三 当該土地建物の所在、地番、地目、面積、建坪並びに所有者及び使用者の氏名、住所及び職業
- 四 権利移轉を必要とする事由及び其の内容
- 五 譲渡者及び譲受者の土地の所有面積、耕作面積及びその世帯員にして耕作に従事する者の員数
- 六 其他参考となる事項

昭和 年 月 日
住所

市町村農地委員会御中

様式第十号

証明書

権利譲渡者(設定者)住所

氏 名 住所

氏 名 住所

(市) 郡	(町) 大字	地番	地目	面積	取得権利の種類及原因	備考

右の者は農地調整法第五條第四号、同施行令第五條第 号に該当することを証明する。

昭和 年 月 日

市町村農地委員長 氏名印

様式第十一号

農地調整法施行細則第七條による報告書

農地調整法施行細則第七條の規定による申請の処理状況

況を次のように報告する。

記

年 月 日	申請者	住所氏名	土地建物	農業の用に供する土地	世帯員及び従業者の員数	地目	権利の種類	取得の理由
年 月 日								

昭和 年 月 日

市町村農地委員会 印

鳥取縣知事殿

様式第十二号

農地調整法施行令第五條の規定による許可申請書

農地調整法施行令第五條の規定による使用目的の変更につき許可方申請する。

記

- 一 申請者の氏名、住所及び職業
- 二 当該土地の所在、地番、地目、面積利用状況及び

記

- 一 申請及び譲渡又は譲受の相手方の氏名、住所及び職業
- 二 当該農地の所在、地番、地目及面積
- 三 許可を受けようとする事由
- 四 当該農地の賃貸價格並びに減租年期的あるときは、その年期の始期及び終期
- 五 当該農地の水利、交通の良否、利用状況及び普通收穫高並びに小作地であるときは小作地の額及び減免條件
- 六 当該農地が永小作であるときは永小作権の價格
- 七 当該農地につき小作権売買の慣習があるときはその價格
- 八 当該農地の譲渡後における使用目的
- 九 当該農地の譲渡又は譲受の原因及び價格
- 十 その他参考となる事項

昭和 年 月 日 住所

鳥取縣知事殿 氏 名

様式第十七号

農地調整法第六條の三第一項の規定による申請書
 左記区域につき農地調整法第六條ノ二第一項の率に代るべき率又は農地調整法第六條ノ二第一項に規定する以外の基準により同項の額に代るべき額を定めることを適當と認めるので別紙關係書類を添え申請する。

記

- 一 率(又は額)を改定しようとする区域
- 二 改定しようとする事由の詳細
- 三 改定しようとする率(又は額)
- 四 率(又は額)の決定方法
- 五 その他参考となる事項

昭和 年 月 日

鳥取縣知事殿 市町村農地委員会 印

様式第十八号

農地調整法第六條ノ四第一項の規定による認可申請書

地調整法第六條ノ四第一項の規定による賃貸價格のない農地を譲渡したので價格につき認可方申請する。

記

- 一 申請者及び譲渡又は譲受の相手方の氏名及び職業
- 二 当該農地の所在、地番、地目及面積
- 三 許可を受けようとする事由
- 四 当該農地の水利、交通の良否、利用状況及び普通收穫高並びに小作地であるときは、小作料の額及び減免條件
- 五 当該農地が永小作地であるときは永小作権の價格
- 六 当該農地につき小作権売買の慣習があるときはその價格
- 七 当該農地の譲渡後における使用目的
- 八 当該農地の譲渡又は譲受の原因及び價格
- 九 その他参考となる事項

昭和 年 月 日 住所

鳥取縣知事殿 氏 名

様式第十九号 (自己資金により創設するもの)

自作農創設のあつた申請書
 左記のように自作農創設をいたしたので農地調整法施行令細則第十四條の規定によりあつた旋方申請する。

記

氏名	家庭の状況		購入前の状況		購入後の状況	
	性別	年齢	性別	年齢	性別	年齢
人数	男	女	男	女	男	女
	計	計	計	計	計	計
農業に従事する者	田	畑	田	畑	田	畑
	反	反	反	反	反	反
土地所有面積	田	畑	田	畑	田	畑
	反	反	反	反	反	反

村大字	購入しようとする土地		土地所有者
	地目	面積	
番地	内積	外積	住所
	帳台現況	併記	
賃借價格	賃借價格	賃借價格	姓名
	格價制入購	格價制入購	
格價制入購	格價制入購	格價制入購	備考
	格價制入購	格價制入購	

00976

科目	本年度	前年度	増減	備考
	予算額	予算額		
工事費				
貸付金				
計				

様式第二十一号

自作農創設維持事業報告書

昭和 年において農地調整法施行細則第十五條の承認をうけた自作農創設維持事業は別紙のようであるから農地調整法施行細則第十六條の規定により報告する。

事業報告書

第一 自作農創設維持状況

(一) 個人の既墾農地の自作農創設

人員	区分	地積又 は棟数		同上価格 円	借入金 金額 円	備考
		反	反			
土	畑田 (小計)	其放採宅				
		計の牧草				
		他地地地				
		他地地地				

施設	棟	
----	---	--

- (註)
- 一 団体の一括購入により自作農創設せられたものは本表に含まぬこと。
 - 二 備考に借入金資金の金融機関別の資金の種類別金額を記載すること。以下同じ。

(二) 団体の既墾農地の自作農創設

(三) 団体の一括購入せるもの

人員	区分	地積又 は棟数		同上価格 円	借入金 金額 円	備考
		反	反			
土	畑田 (小計)	其放採宅				
		計の牧草				
		他地地地				
		他地地地				

(三) 団体が一括購入したる土地又は施設を個人に譲渡したもの。

00977

譲渡したもの。

人員	区分	地積又 は棟数		同上価格 円	借入金 金額 円	備考
		反	反			
土	畑田 (小計)	其放採宅				
		計の牧草				
		他地地地				
		他地地地				

(三) 自作農維持

人員	維持農地 地目地積	同上価格 円	借入金 金額 円	備考
計	畑田			

(四) 個人の開墾農地の自作農創設

人員	区分	地積又 は棟数		同上価格 円	借入金 金額 円	開墾補 助金額 円	備考
		棟	棟				
土	畑田 (小計)	其放採宅					
		計の牧草					
		他地地地					
		他地地地					

(註)

- 一、開墾農地とは開墾して自作地となつた土地を謂ふ。以下同じ。
- 二、同上価格には土地價格開墾及び施設の建設費若しくは購入費を記載すること。
- (五) 団体の開墾農地の自作農創設
- (六) 団体の一括購入せるもの
- (四) に準ずる。但し人員とあるを団体数とする。
- (三) 団体が一括購入した土地又は施設を個人に譲渡したもの
- (二) の (三) に準ずる。

第二 事業施行後の状況

(一) 資金の償還成績

資金本年度償還金	過年度納金	計	同上中納金	現在未納金額	未納人員	備考
種別支拂を含む)	金額	金額	金額	金額	人員	

(註) 納入済金額・未納入人員に付ては翌年度五月末現

農地調整法第九條ノ三但書の規定により農地の賃貸料を引き上げたいので許可方申請する。

記

- 一 申請者及び当該農地の賃借人又は永小作権者の氏名及び住所
- 二 当該農地の所在、地番、地目及び面積並びに利用状況及び普通收穫高
- 三 許可を受けようとする事由
- 四 当該農地の小作料その他契約の内容
- 五 許可を受けようとする小作料並びにその適用の時期及び期間
- 六 その他参考となる事項

昭和 年 月 日

住所

氏

名

鳥取縣知事殿

様式第二十五号

農地調整法第九ノ四の規定による認可申請書

小作料の額又は減免条件を改定したので農地調整法第九條ノ四第一項(第五項)の規定により委員会の決議録の謄本を附し認可方申請する。

記

- 一 決定の理由及び経過
- 二 決定の方法
- 三 決定しようとする小作料の額又は減免条件その他農地の賃貸借若しくは永小作又はこれに附随する契約条件
- 四 決定をした小作料等を適用する農地の所在、地番、地目及び面積
- 五 その他参考となる事項

昭和 年 月 日

市町村農地委員長

鳥取縣知事殿

様式第二十六号

農地調整法第十四條ノ二の規定による承認申請書
薪炭林、採草地又は放牧地の賃貸借(又はその使用收

益を目的とする有償の契約)の解除(解約、更新拒絶)をしたので承認方申請する。

記

- 一 申請者及契約の相手方の氏名、住所及び職業
- 二 当該薪炭林、採草地又は放牧地の所在、地番、地目、面積、利用状況及び当該薪炭林、採草地又は放牧地が農地調整法第七條の自作農創設維持の事業によつて創設又は維持された土地であるときは、その旨
- 三 契約の当事者の世帯において耕作又は養畜の業務に供している農地、薪炭林、採草地及び放牧地の面積、その世帯員の状態及びその世帯において耕作又は養畜の業務に従事する者の員数
- 四 契約の内容
- 五 契約の解除、解約又は更新拒絶をしようとする事情の詳細
- 六 契約の解除又は解約をしようとするときは当該薪炭林、採草地又は放牧地の引渡を受けようとする時期

七 期間の定めのある契約につき条件を変更しなければ当該契約の更新を拒もうとするときは、変更しようとする条件の内容

八 その他参考となる事項

昭和 年 月 日

住所

氏

名

市町村農地委員長殿

様式第二十七号

農地調整法施行細則第二十條による報告書
農地調整法施行細則第二十條の規定により薪炭林等の小作地返還申請の処理状況を次のように報告する。

記

申請年月日	当事者住所氏名	採草地、放牧地、薪炭林の面積	採草、養畜、薪炭及び耕作面積	世帯員別関係	処分の理由及び結果
賃借人					
賃借人					

昭和 年 月 日
市町村農地委員長 團
鳥取縣知事殿

様式第二十八号

農地調整法第十四條ノ三第一項の規定による
承認申請書

農地調整法第十四條ノ三第一項の規定により次の土地
(立木)につき使用權の設定をしたいので承認方申請
する。

記

- 一 申請者及び当該土地又は立木の所有者その他これ
に關して權利を有する者の氏名又は名称及び住所
- 二 当該土地の所在、地番、地目、面積又は立木の所
在、樹種、數量及び土地又は立木の利用狀況
- 三 当該土地又は立木に設定される使用權の内容及び
存続期間
- 四 申請者の希望する使用權の対價、その支拂方法及
び時期

五 その他参考となる事項
昭和 年 月 日
住所 氏 名

様式第二十九号

農地調整法第十四條ノ三第三項の規定による
裁定申請書

農地調整法第十四條ノ三第三項の規定により同條第一
項の協議につき、協議が調わなかつた(協議すること
ができない)ので、同項の規定による承認申請書を添
付し裁定方申請する。

記

- 一 協議の調わなない事由又は協議することができない
事由
 - 二 その他参考となる事項
- 昭和 年 月 日
住所

市町村農地委員長殿 氏

様式第三十号

農地調整法施行細則第二十一條の規定による
報告書

土地(立木)の使用權設定につき次のように承認した
ので報告する。

記

承認番号及び申請年月日	申請者土地(立木)の所有者住所氏名	關係面積(立木の樹種石数)	使用權の種類及び設定期間

昭和 年 月 日

市町村農地委員長 團

鳥取縣知事殿

様式第三十一号

農地調整法第十四條ノ五第二項但書の規定に
よる承認申請書

名

農地調整法施行令第十三條ノ二第一項第 号に該当す
るもので委員会の決議録謄本並びに法第十四條ノ三第
一項の承認申請書寫を附し認可方申請する。

記

- 一 決定の理由及びその経過
 - 二 その他参考となる事項
- 昭和 年 月 日

市町村農地委員会 團

鳥取縣知事殿

様式第三十二号

農地調整法第十四條ノ八の規定による訴願書

昭和 年 月 日の公示による村(市町)農地
委員会の裁定に關し左記事項について不服があるので
農地調整法第十四條ノ八第一項の規定により訴願する。

記

- 一 不服の要点理由要求
 - 二 証拠書類及び市町村委員会の裁定書
- 昭和 年 月 日

00984

住所 身分 職業
氏 名[㊦]

鳥取縣知事殿

農地調整法第十五條ノ二第十二項の中立

委員選任申請書

農地調整法第十五條ノ二第十二項の規定による中立委員の選任方申請する。

一 希望する中立委員の数及び住所氏名

昭和 年 月 日

何々農地委員長 ㊦

鳥取縣知事殿

同意者 氏 名[㊦]

同 同 名[㊦]

同 同 名[㊦]

(以下略)

様式第三十四号

農地調整法施行令第三十四條但書の規定による認可申請書

左記の事由により農地調整法施行令第三十一條本文の規定に拘らず會議を開く必要があるので認可方申請する。

記

一 農地調整法第十五條ノ二第三項の区分の一につき委員の欠けている理由

二 開くべき事由

三 その他参考となる事項

昭和 年 月 日

市町村農地委員長 ㊦

鳥取縣知事殿

様式第三十五号

市町村(縣)農地委員会処理事項報告書

農地調整法施行細則第三十二條の規定によりその処理状況を次のように報告する。

記

00985

処理事項

処理結果の概要

備考

昭和 年 月 日

市町村農地委員長 ㊦

鳥取縣知事殿

様式第三十六号

昭和二十二年法律第二百四十号附則第三條

第一項の規定による承認申請書

賃貸借契約の締結につき昭和二十二年法律第二百四十号附則第三條第一項の規定によりその所有者(轉貸人)に対し協議することの承認方申請する。

記

一 申請者及び協議の相手方の氏名及び住所

二 当該農地の所在、地番、地目及び面積

三 当該農地につき現に耕作の業務を営んでいる者の氏名又は名称及び住所

四 当該農地の賃貸借の解除、解約(合意解約も含む)

又は更新の拒絶のあつた事情の詳細

五 協議の当事者の世帯(同居の親族又はその配偶者をいう。以下同じ。)において所有する農地の面積、耕作の業務に供する農地の面積、その世帯員の状況及びその世帯において農業に従事する者の員数

六 当該農地の引渡を受けようとする時期

七 その他参考となる事項

昭和 年 月 日

住所 氏 名[㊦]

名[㊦]

市町村農地委員長 ㊦

様式第三十七号

昭和二十四年鳥取縣規則第 号附則第三項

の規定による報告書

昭和二十二年法律第二百四十号附則第三條第一項及び第三項の規定により、左記のように処分したので報告する。

記

00986

申請者 の住所 氏名及 家族数	協議の相手 方の住所 氏名及 家族数	関係農地 の所在地 積目面	承認不 容及び その事
年月日 及(裁定) 受付番号	承認 番号	積目面	承認不 容及び その事

昭和 年 月 日

市町村農地委員会 印

鳥取縣知事殿

様式第三十八号

昭和二十二年法律第二百四十号附則第三條

第五項の規定による訴願書

昭和 年 月 日村(市町)農地委員会から昭和二十二年法律第二百四十号附則第三條第四項の規定による貸借契約の締結に關する裁定通知があつたが、左記事項について不服があるので同條第五項の規定により訴願する。

記

一 不服の要点理由要求

二 証拠書類及び市町村委員会の裁定書

昭和 年 月 日

住所 身分 職業

氏 名

鳥取縣農地委員長殿

◇鳥取縣規則第七十二号

鳥取縣林業関係登録手数料徴收規則の一部を次のように改め公布の日から施行する。

昭和二十四年七月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第二條中「七、加工炭小売業者手数料同「二百円」を「三百円」に改める。

告 示

◇鳥取縣告示第四百二号

昭和十九年四月鳥取縣告示第百六十五号縣本金庫及び縣支金庫の名称、位置、出納区域並びに金庫事務取扱者を

00987

次のように改正し昭和二十四年八月十五日から施行する

昭和二十四年七月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

名 称 位 置 出 納 区 域

金庫事務取扱者

鳥取縣本金庫 鳥取市若櫻町

鳥取市 岩美郡の内 氣高郡の内

倉田村、米里村、津ノ井村、面影村、宇倍野村、成器村、大茅村、福部村、美穂村、大正村、東郷村、明治村、豊実村、松保村、千代水村、湖山村、吉岡村、大郷村、末恒村、神戸村

株式会社山陰合同銀行鳥取支店

岩美支金庫 岩美郡岩井町

岩美郡の内

浦生村、岩井町、小田村、本庄村、東村、浦富町、田後村、網代村、大岩村

同 岩井出張所

寶木支金庫 氣高郡寶木村

氣高郡の内

寶木村、酒津村、瑞穂村

同 寶木出張所

浜村支金庫 同 浜村町

氣高郡の内

浜村町、勝谷村、鹿野町、小鷲河村、逢坂村

同 浜村支店

青谷支金庫 同 青谷町

氣高郡の内

青谷町、日置谷村、日置村、中郷村、勝部村

同 青谷支店

那家支金庫 八頭郡賀茂村

八頭郡の内

賀茂村、国中村、船岡村、大伊村、大御門村、筆村、安部村、上私都村、中私都村、下私都村

同 那家支店

河原支金庫 同 河原町

八頭郡の内 氣高郡の内

河原町、国英村、散岐村、八上村、大村、西郷村

同 河原支店

用ヶ瀬支金庫 同 用ヶ瀬町

八頭郡の内

用ヶ瀬町、佐治村、社村

同 用ヶ瀬出張所

智頭支金庫 同 智頭町

八頭郡の内

智頭町、山郷村

同 智頭支店

若櫻支金庫 同 若櫻町

八頭郡の内

八東村、丹比村、若櫻町、池田村

同 若櫻支店

松崎支金庫	東伯郡松崎村	東伯郡の内	宇野村、泊村、舍人村、東郷村、松崎村、花見村	同	松崎支店
上井支金庫	同	東伯郡の内	西郷村、上井町、長瀬村、栗津村、橋津村、上北條村、中北條村、下北條村	同	上井支店
倉吉支金庫	同	東伯郡の内	小鹿村、三徳村、三朝村、旭村、竹田村、倉吉町、小鴨村、上小鴨村、矢送村、南谷村、山守村、北谷村、高城村、社村、灘手村	同	倉吉支店
由良支金庫	同	東伯郡の内	由良町、大誠村、榮村	同	由良支店
八橋支金庫	同	東伯郡の内	八橋町	同	八橋支店
赤碕支金庫	同	東伯郡の内	赤碕町、以西村、成美村、安田村、下中山村、上中山村	同	赤碕支店
金市支金庫	同	東伯郡の内	浦安町、下郷村、上郷村、古布庄村	同	金市支店
御來屋支金庫	同	西伯郡の内	逢坂村、光徳村、御來屋町、名和村、庄内村	同	御來屋支店
淀江支金庫	同	西伯郡の内	所子村、高麗村、宇田川村、淀江町、大和村	同	淀江支店
米子支金庫	同	米子市	彦名村、崎津村、富益村、夜見村、成実村、尚徳村、五千石村、幡郷村、縣村、春日村、大高村、巖村、日吉津村、賀野村、大幡村、大山村、手間村	同	米子支店
中濱支金庫	同	西伯郡の内	和田村、大篠津村、中浜村、余子村	同	大篠津出張所
境支金庫	同	西伯郡の内	渡村、外江町、境町、上道村	同	境支店
法勝寺支金庫	同	西伯郡の内	法勝寺村、上長田村、東長田村、天津村、大園村	同	法勝寺出張所
溝口支金庫	同	日野郡の内	二部村、八郷村、溝口町	同	溝口支店

根雨支金庫	同	根雨町	日野郡の内	日野村、根雨町、神奈川村、江尾町、米沢村、日光村、阿毘縁村	同	根雨支店
黒坂支金庫	同	黒坂町	日野郡の内	黒坂町、大宮村、石見村	同	黒坂出張所
生山支金庫	同	日野上村	日野郡の内	山上村、多里村、日野上村、福榮村	同	生山出張所

◇鳥取縣告示第四百三号
臨時種畜検査が次のように施行されるから、種畜証明書交付申請書を提出しているものは、最寄の検査場で検査を受けられたい。

昭和二十四年七月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

臨時種畜検査日割

検査場所	検査日時	受驗家 畜の区別	出場区域
八頭郡船岡村	八月十七日午前九時	牛	八頭郡一円
氣高郡大正村	同 十八日同	同	氣高郡一円
同 浜村町	同 午後三時	同	同
東伯郡倉吉町	同 十九日午前九時	同	東伯郡一円
同 浦安町	同 二十日同	同	同
米子市勝田町	同 二十二日同	同	西伯郡一円
西伯郡余子村	同 二十三日同	同	米子市

日野郡日野上村同二十四日同
同 根雨町 同 午後二時 同
日野郡一円

◇鳥取縣告示第四百四号

昭和二十二年閣令、内務省令第一号第八條の規定により日野郡八郷村長議会議員の候補者につき覚書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次の通り指定する。

昭和二十四年七月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

昭和二十四年七月二十九日から
同年八月五日まで

00990

鳥取縣告示第四百五号

本庁及び東伯地方事務所管内において縣稅檢査章並びに縣稅滯納者財産差押証票を次のように返納並びに交付した。

昭和二十四年七月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

区分	番号	交付年月日	所屬庁名	職名	氏名
縣稅	一八三	昭和二十四年七月一八日交付	東伯郡野村役場	書記	木村 登
同	一二六	同	鳥取縣庁	鳥取縣事務吏員	前島 節藏
同	一六三	同返納	東伯郡野村役場	助役	坂本治四郎
縣稅滯納者財産差押証票	一二七	同交付	鳥取縣庁	鳥取縣事務吏員	前島 節藏

鳥取縣告示第四百六号

本庁において次の通り亡失の届出があつたので昭和二十四年七月以降無効とする。

昭和二十四年七月二十九日

鳥取縣告示第四百七号

昭和二十二年三月鳥取縣告示第九号(鳥取縣連合團進駐軍接收土地建物其他評價委員會規程)は廢止する

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣告示第四百八号

次の通り公有水面埋立の件追認免許した。

昭和二十四年七月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、埋立の追認免許を受けた者
西伯郡崎津村大字葭津 農業 松 本 務

00991

鳥取縣告示第四百九号

次の通り公有水面埋立の件承認した。

昭和二十四年七月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、埋立の場所	西伯郡崎津村大字葭津字中川灘字後灘五一七番地、五一九番地、五二〇番地、五四五番地先中海公有水面
一、埋立の面積	葦反八畝三步(図面省略)
一、埋立の目的	宅地、船揚場、耕地造成

鳥取縣告示第四百十号

承認の日から十五日以内に着手
着手の日から昭和二十五年三月三十一日迄

昭和二十四年七月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣告示第四百十号

昭和二十四年六月鳥取縣規則第四五号鳥取縣消費地域生鮮水産物配給規則第二條第一項の規定により次のものを生鮮水産物の指定荷受機関として登録した。

昭和二十四年七月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、登録者住所氏名
鳥取縣日野郡溝口町大字溝口式百五拾番地
日野水産商業株式会社

取締役社長 秋 鹿 恵 重

二、登録の種類
生鮮水産物指定荷受機関

三、登録番号
第八号

四、取扱水産物の種類
生鮮水産物

五、営業所又は事業場の位置
本店 鳥取縣日野郡溝口町大字溝口式百五拾番地

出張所 同郡日野上村大字生山式百六拾八番地
 日野水産商業株式会社出張所
 同 同郡根雨町大字根雨六百式拾七番地
 日野水産株式会社社生山出張所
 日野水産商業株式会社会根雨出張所

◇鳥取縣告示第四百十一号
 健康保險法、船員保險法に基く保險医（齒科醫師である保險医を含む）を次のように指定した。
 昭和二十四年七月二十九日
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

診療科名	診療所		指定年月日
	名称	所在地	
内科	北垣医院	鳥取市大工町頭一九	昭和二十三年八月一日
内、小兒科	西郷村診療所	東伯郡西郷村下余戸一二六ノ一	同二十四年七月二五日
同	細田医院	西伯郡法勝寺村法勝寺三九八	同
齒科	岡本齒科医院	米子市加茂町一ノ三六	同
同	辻 同	同車尾一、二五七	同
同	杉本同	八頭郡若櫻町西町一、〇九七	同
同	百村同	氣高郡湖山村	同
同	岸田同	東伯郡倉吉町明治町一、〇二七	同
同	宮地同	西伯郡淀江町淀江七七九	同
同	松尾同	日野郡日野上村生山一五〇、	同
同	枝原同	同郡山上村茶屋	同
			北垣小三郎
			吉長 忠義
			細田 勇
			中原 紀彦
			辻 豊
			杉本 静子
			百村 浩
			鳥越吉五郎
			宮地甲子郎
			松尾 團華
			枝原 泰治

縣會告示

◇鳥取縣會告示第七号

昭和二十二年十一月鳥取縣會告示第十二号鳥取縣議員徽章及鳥取縣會事務局職員徽章制定の件中次のように改める。
 昭和二十四年七月二十九日
 鳥取縣會議長 中 田 吉 雄

鳥取縣會議員徽章
 表 面

- 1、直径一糎九耗丸座十三花辨花模様作
- 2、配色は台座及花芯部一切を金色十三花辨は銀色浮模様
- 3、中央花芯部に鳥の文字を入れる。

(裏面)



教育委員會規則

◇鳥取縣教育委員會規則第十二号

鳥取縣教育委員會表彰規程を次のように定める。
 昭和二十四年七月二十九日
 鳥 取 縣 教 育 委 員 會

鳥取縣教育委員會表彰規程

第一條 左の各号の一に該当するものは本規程の定めるところによつて表彰する。

- 一、教育委員會事務局職員（雇、傭人を含む）以下職員（以下「職員」という）及び学校教職員（以下「教職員」という）で本縣教育に献身的努力をもつて精勵すること多年に亘り功勞顯著なもの。
- 二、職員及び教職員で特に著しい功績があり一般の模範と認められるもの
- 三、教育、學術及び文化關係等の役職員及び團體で功績顯著なもの
- 四、前各号以外のもので教育、學術及び文化關係等の事業に盡すいし功勞顯著なもの

